

## 東部地域活性化の協議に関する運用細則

枚方市東部地域の活性化に向けた観光資源の指定基準（以下、「指定基準」）並びに観光資源の有効な利用上必要な建築物に関する取扱い基準（以下、「取扱い基準」）にかかる、東部地域の活性化に関する協議について運用細則を以下のとおり定める。

### 1. 観光資源の有効な利用について（指定基準 2 関係）

「観光施策に関する考え方」を踏まえた、事業において目指す方向性について、事前相談書（様式 1）ならびに事業提案書（様式 2）に記載すること。

### 2. 観光資源及び対象区域の指定（指定基準 3、4 関係）

指定基準において対象とする観光資源は、JR 学研都市線以東の枚方市域における農空間及び農業の営み、あるいはそこで産出される農林産物及びその加工品とする。

### 3. 農林産物の使用（指定基準 5 関係）

施設の用途を飲食店、農林産物の加工施設、または農林産物の販売施設とする事業計画においては、当該事業に東部地域で生産された農林産物を使用していることを証するものとして、以下の書類を事業提案書（様式 2）に付して提出すること。

- (1) 東部地域の農林業従事者との売買契約や仕入れ等の事実を確認できる書類
- (2) 継続的に東部地域の農林産物を使用する旨の誓約書

### 4. 事業の継続性（指定基準 7 関係）

長期間にわたり事業継続が見込めるか否かについては、当該事業の開始から 5 年間の事業計画書における事業の実現性及び収支計算書における収支の安定性を基に判断する。

事前相談書（様式 1）に、事業計画の概要を記載すること。また、事業開始から 5 年間の事業計画の詳細及び 5 年間の収支計算書を事業提案書（様式 2）に付して提出すること。

### 5. 地域住民への説明（指定基準 8 関係）

当該建築物に隣接する土地・建物の所有者に、事業内容についての説明を行い、説明結果に関する報告書を事業提案書（様式 2）に付して市へ提出すること。

また、当該建築物の存する地域の自治会等の代表者へ事業内容の説明を行い、説明内容及び地域からの意見を記録した報告書を作成し、あわせて事業提案書（様式 2）に付して市に提出すること。報告書には、地域からの意見に対する対応について記載すること。

## 6. 駐車場（指定基準8 関係）

当該事業の実施にあたり、施設利用者用に確保する自動車駐車場の計画台数について事前相談書（様式1）及び事業提案書（様式2）に記載し、市と協議を行うこと。

## 7. その他

当該事業について、市に対して年に1回事業報告書（様式3）を提出し、東部地域の活性化の推進について、市と協議を行うこと。